

全国女性消防操法大会操法指導員の設置に関する規程を次のように定める。

平成29年12月27日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

全国女性消防操法大会操法指導員の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、平成31年度に開催される第24回全国女性消防操法大会（以下「操法大会」という。）に北上市が出場することに伴い、操法訓練における指導の充実を図るため操法指導員を置き、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 操法指導員の組織は、統括指導員、主任指導員、副主任指導員及び指導員とする。

(任命及び任期)

第3条 操法指導員は、北上地区消防組合消防本部職員とし消防長が任命する。

2 操法指導員の任期は、操法大会日までとする。

(その他)

第4条 操法指導員の職務等必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年12月31日限り、その効力を失う。